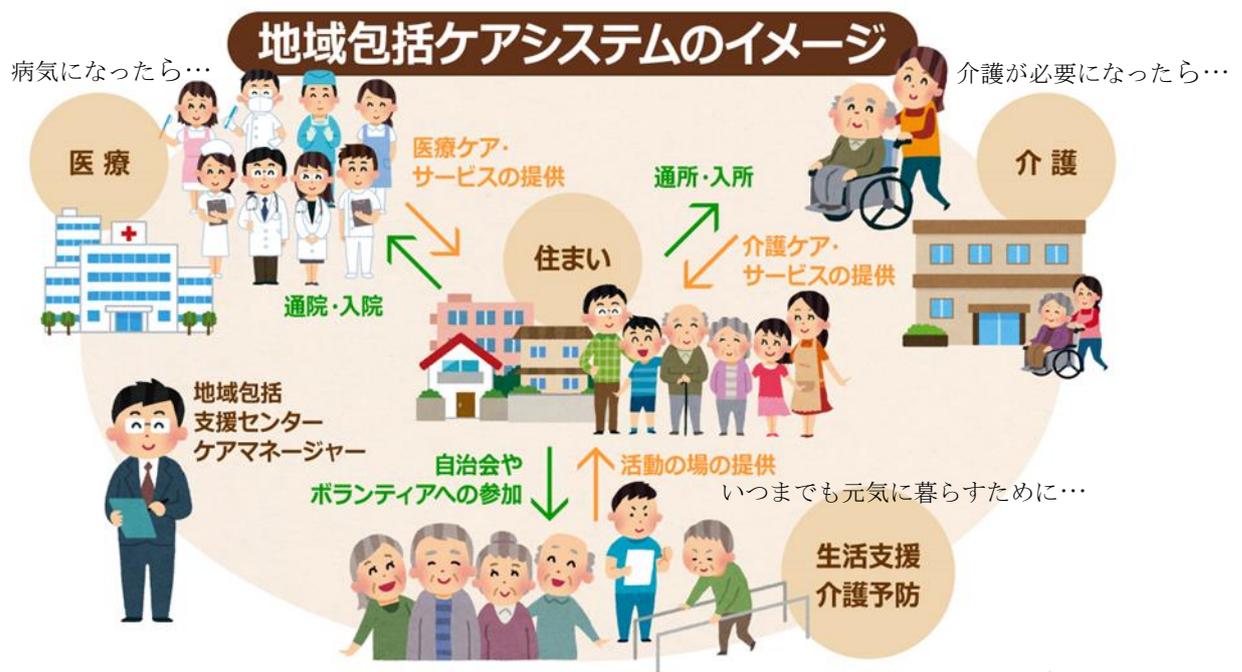


## I. 地域ケア会議の趣旨について

### 1. 地域ケア会議設置の背景

厚生労働省では、いわゆる“団塊の世代（S22～S24 生の方々）”が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を目途に、例え要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する“地域包括ケアシステム”の構築を求めている。



### 2. 地域包括ケアシステムの構築に向けて

この“地域包括ケアシステム”の実現に向けては、地域の特性を生かしながら、①医療・介護の連携強化、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の設置、④生活支援体制の整備、⑤介護予防事業の効果的な取り組みの推進が重要であるとしている。

（厚労省「介護保険制度の改正と地域ケア会議の位置づけについて H26.10.08」）

### 3. H27.4 介護保険法の改正による制度化

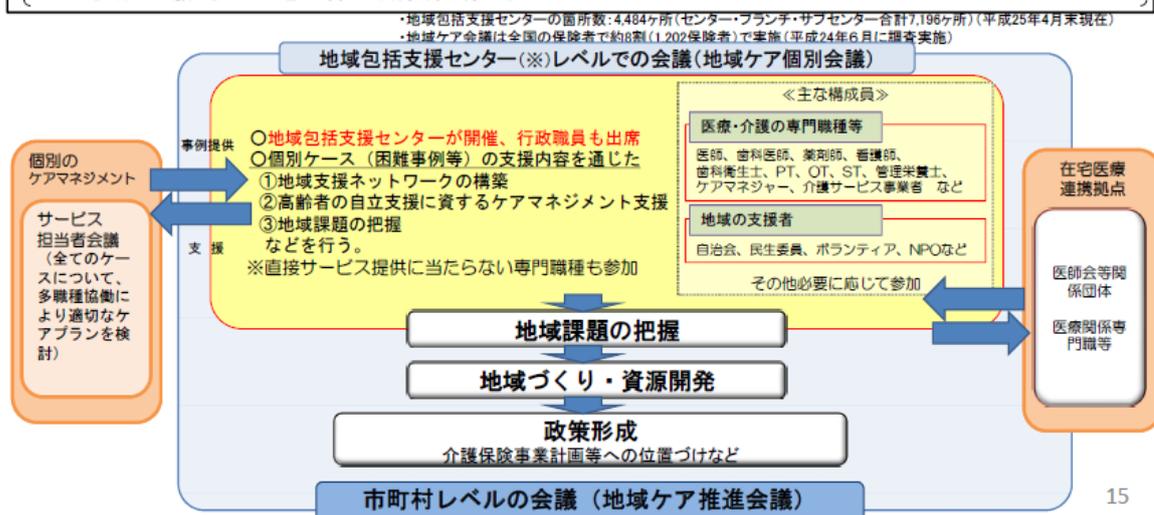
上記2の③地域ケア会議の設置については、今般の介護保険法改正（第115条の48第1項）により、「市町村は、高齢者が地域において自立した日常生活が営めるよう、介護支援専門員、保健医療・福祉に関する専門的知識を有する者や民生委員その他により構成される会議（地域ケア会議）を置くよう努めること」と法定化された。

## Ⅱ. 地域ケア会議で検討する事項について

### 1. 地域ケア会議での検討事項

厚生労働省では、地域ケア会議での検討事項として、下図に記載の内容を検討するよう方針を示している。

③地域ケア会議	地域ケア会議の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取り組を進めることが必要。</li> <li>○ 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につながるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。</li> <li>○ このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして位置づけ</li> <li>・ 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定</li> <li>・ 地域ケア会議に参加した者に対する守秘義務を規定 など</li> </ul> </li> </ul>	



出典：厚労省 HP

### 2. 具体的検討事項

これを更に具体的に示すと、次の4点が地域ケア会議での検討事項となる。

#### (1) 高齢者全般に係る課題解決に向けた協議

地域包括支援センターや市担当者、ケアマネ等による個別検討ケースを分析し、市の高齢者全般に渡る課題解決に向けた協議を行う。

#### (2) 医療、介護、福祉のネットワーク構築に向けた協議

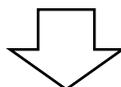
困難事例の解決や、高齢者の自立支援を図るための医療・介護・福祉のネットワーク構築に向けた協議を行う。

### (3) 地域課題の発見及び地域づくり・資源開発に向けた協議

地域に共通する課題を顕在化させ、介護・福祉に関するサービス資源、サービス提供者の質などについて協議するとともに、この地に不足するサービスの調査や、地域で必要とするインフォーマル活動、見守りネットワークの構築に向けた協議を行う。

### (4) 政策形成・提言に向けた協議

地域に必要な取組みを明確化し、3年に1度改定される「介護保険事業計画」等への反映に向けた政策提言を行う。



これらの検討・協議を積み重ね、本市版の  
「地域包括ケアシステム」の基礎を構築する

#### 【参考】介護保険法第115条の48

(会議)

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

#### 第百十五条の四十五第二項第三号

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業